

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和4年10月24日(2022.10.24)

【国際公開番号】WO2022/102414

【出願番号】特願2022-512358(P2022-512358)

【国際特許分類】

B 3 2 B 27/32(2006.01)

B 3 2 B 27/00(2006.01)

B 6 5 D 65/40(2006.01)

10

【F I】

B 3 2 B 27/32 E

B 3 2 B 27/00 A

B 6 5 D 65/40 D

【手続補正書】

【提出日】令和4年2月22日(2022.2.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

環状構造を有さないポリプロピレン系樹脂を主成分とし、該ポリプロピレン系樹脂として、プロピレン単独重合体(a1)及びプロピレンと他のオレフィン共重合体(a2)とを含有する基材層(A)、

環状ポリオレフィン系樹脂を主成分とする第一の中間層(B)、
及びポリオレフィン系樹脂を主成分とするシール層(D)が、(A)/(B)/(D)の順に積層された共押出多層フィルムである、アルコール透過抑制フィルム。

30

【請求項2】

環状構造を有さないポリプロピレン系樹脂を主成分とし、該ポリプロピレン系樹脂として、プロピレン単独重合体(a1)及びプロピレンと他のオレフィン共重合体(a2)とを含有する基材層(A)、

環状ポリオレフィン系樹脂を主成分とする第一の中間層(B)、
及びポリオレフィン系樹脂を主成分とするシール層(D)が、(A)/(B)/(D)の順に積層された無延伸の多層フィルムである、アルコール透過抑制フィルム。

【請求項3】

アルコール揮散防止フィルムの全厚に対する前記基材層(A)の厚み比率が15~75%である、請求項1又は2に記載のアルコール透過抑制フィルム。

40

【請求項4】

前記基材層(A)と第一の中間層(B)との間に、ポリエチレン系樹脂を主成分とする第二の中間層(C)を有する請求項1~3の何れかに記載のアルコール透過抑制フィルム。

【請求項5】

前記第二の中間層(C)のポリエチレン系樹脂として、密度が0.950g/cm²以上の高密度ポリエチレン(c1)及び/又は
密度が0.900g/cm²以上0.945g/cm²未満のエチレン系樹脂(c2)
を含有する請求項4に記載のアルコール透過抑制フィルム。

【請求項6】

50

アルコール透過抑制フィルムの全厚に対し、前記第二の中間層（C）の厚み比率が35～70%であり、前記第一の中間層（B）の厚み比率が5～25%である、請求項4又は5のいずれかに記載のアルコール透过抑制フィルム。

【請求項7】

前記第一の中間層（B）の含有する環状ポリオレフィン系樹脂としてノルボルネン系重合体を含み、

前記第一の中間層（B）に含まれる樹脂成分中の環状ポリオレフィン系樹脂の含有量が70質量%以上である、請求項1～6のいずれかに記載のアルコール透過抑制フィルム。

【請求項8】

前記シール層（D）の含有するポリオレフィン系樹脂として、ポリエチレン系樹脂（d1）を含有する、請求項1～7のいずれかに記載のアルコール透過抑制フィルム。 10

【請求項9】

前記アルコール透過抑制フィルムの総厚みが20～90μmの範囲である、請求項1～8のいずれかに記載のアルコール透過抑制フィルム。

【請求項10】

温度25の条件下で6日間保持した後のアルコール濃度の残存率が10ppm以上である請求項1～9のいずれかに記載のアルコール透過抑制フィルム。

【請求項11】

請求項1～10のいずれかに記載のアルコール透過抑制フィルムからなる包装材。

【請求項12】

食品用又は医薬品用である請求項11に記載の包装材。 20

【請求項13】

請求項1～10のいずれかに記載のアルコール透過抑制フィルムを袋状に密閉した内部にアルコール揮散剤を有する包装体。

20

30

40

50